

福岡市公報

令和 6 年12月23日 第7109号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	ページ
○福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正 (第131号).....	1
○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例 施行規則の一部改正 (第132号).....	2
○福岡市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の一部改正 (第 133号).....	6

規 則

福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第131号

福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部を改正する規則

福岡市職員の給与に関する条例施行細則（昭和26年福岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項第 1 号ア中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同号イ中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第 2 号ア中「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改め、同号イ中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改め、同項第 3 号ア中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用日)

2 この規則による改正後の福岡市職員の給与に関する条例施行細則（以下「改正後の規

則」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(内払)

- 3 この規則による改正前の福岡市職員の給与に関する条例施行細則の規定に基づいて令和6年12月10日に職員に支給された期末手当又は勤勉手当(会計年度任用職員に係るものを除く。以下同じ。)は、改正後の規則の規定による期末手当又は勤勉手当の内払とみなす。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第132号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則(昭和32年福岡市規則第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

給 料 表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900

21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	363,700
71	238,400	261,700	290,300	316,500	364,000
72	238,700	261,900	290,800	317,000	364,300

73	238,900	262,100	291,300	317,300	364,700
74	239,200	262,400	291,800	317,800	365,000
75	239,500	262,700	292,200	318,300	365,300
76	239,700	262,900	292,600	318,700	365,600
77	239,900	263,100	293,000	318,900	366,000
78	240,200	263,400	293,400	319,200	366,300
79	240,500	263,700	293,800	319,400	366,600
80	240,700	263,900	294,200	319,700	366,900
81	240,900	264,100	294,600	320,000	367,300
82	241,200	264,400	295,000	320,300	367,800
83	241,500	264,700	295,400	320,600	368,300
84	241,700	264,900	295,900	320,800	368,800
85	241,900	265,100	296,200	321,000	369,100
86	242,200	265,300	296,700	321,600	369,800
87	242,500	265,600	297,200	322,200	370,500
88	242,700	265,900	297,700	322,800	371,200
89	242,900	266,100	298,000	323,200	371,700
90	243,200	266,300	298,500	323,800	372,400
91	243,500	266,600	299,000	324,400	373,100
92	243,700	266,800	299,300	325,000	373,800
93	243,900	267,100	299,700	325,700	374,300
94	244,200	267,400	300,200	326,300	375,000
95	244,500	267,700	300,700	326,900	375,700
96	244,700	267,900	301,200	327,500	376,400
97	244,900	268,100	301,500	328,200	376,900
98	245,200	268,700	301,900	328,800	377,600
99	245,400	269,300	302,400	329,400	378,300
100	245,700	269,900	302,900	330,000	379,000
101	245,900	270,400	303,300	330,700	379,500
102	246,100	271,000	303,700	331,300	380,200
103	246,400	271,600	304,000	331,900	380,900
104	246,700	272,200	304,300	332,500	381,600
105	246,900	272,700	304,600	333,200	382,100
106	247,200	273,300	305,100	333,800	382,800
107	247,500	273,900	305,600	334,400	383,500
108	247,700	274,500	306,100	335,000	384,200
109	247,900	275,000	306,500	335,700	384,700
110	248,200	275,600	307,100	336,300	385,400
111	248,500	276,200	307,700	336,900	386,100
112	248,700	276,800	308,300	337,500	386,800
113	248,900	277,300	308,900	338,200	387,300
114	249,200	277,900	309,500	338,800	388,000
115	249,500	278,500	310,100	339,400	388,700
116	249,700	279,100	310,700	340,000	389,400
117	249,900	279,600	311,300	340,700	389,900
118	250,200	280,200	311,900	341,300	390,600
119	250,500	280,800	312,500	341,900	391,300
120	250,700	281,400	313,100	342,500	392,000
121	250,900	281,900	313,700	343,200	392,500
122		282,500	314,300	343,800	393,200
123		283,100	314,900	344,400	393,900
124		283,700	315,500	345,000	394,600

125	284,200	316,100	345,700	395,100	
126	284,800	316,700	346,300		
127	285,400	317,300	346,900		
128	286,000	317,900	347,500		
129	286,500	318,500	348,200		
130	287,100	319,100	348,800		
131	287,700	319,700	349,400		
132	288,300	320,300	350,000		
133	288,800	320,900	350,700		
134	289,400	321,500	351,300		
135	290,000	322,100	351,900		
136	290,600	322,700	352,500		
137	291,100	323,300	353,200		
138		323,900	353,800		
139		324,500	354,400		
140		325,100	355,000		
141		325,700	355,700		
142		326,300	356,300		
143		326,900	356,900		
144		327,500	357,500		
145		328,100	358,200		
146		328,700	358,800		
147		329,300	359,400		
148		329,900	360,000		
149		330,500	360,700		
150		331,100	361,300		
151		331,700	361,900		
152		332,300	362,500		
153		332,900	363,200		
154		333,500	363,800		
155		334,100	364,400		
156		334,700	365,000		
157		335,300	365,700		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	197,900	209,000	227,900	262,700	281,000

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用日)

- 2 この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和6年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員

及び市長の定めるこれに準じる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 この規則による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の規定に基づいて、適用日以後の分として支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

福岡市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第133号

福岡市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（平成29年福岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「条例の例」を「法及び条例に定めるところ」に改める。

第4条中「法第2条第2項に規定する」を削る。

第5条第1項中「第14条第2項」を「第13条第2項」に、「条例第6条第2項」を「法第22条第2項」に、「第7条第1項」を「第6条第1項」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「組織」を「所掌事務、組織」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第2項及び第3項中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第5項第3号中「条例第6条第2項の期限までに同項の措置を講じなかった者が、当該期限後」を「公表をされるべき者が、法第13条第2項又は法第22条第2項の規定による勧告を受けた日の翌日から起算して」に改め、「以内に当該」の次に「勧告に係る」を加え、同条を第6条とする。

第8条第1項及び第2項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条を第8条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別表第1屋根の部中

「 著しい剥落があり、全体的に波打ち、穴が開き、その他変形 しているもの	25	を に改め、同
「 著しい剥落があり、全体的に波打ち、穴が開き、その他変形 しているもの 敷地外へ落下又は飛散するおそれのあるもの	25	

表外壁の部中

「 構造材若しくは下地材が著しく露出し、又は下地材が破損し て穴が開いているもの	25	を に改め、同
「 構造材若しくは下地材が著しく露出し、又は下地材が破損し て穴が開いているもの 敷地外へ落下又は飛散するおそれのあるもの	25	

表に次のように加える。

建築設備等	支持部材の破損により、建築設備等が道路や隣地へ落下する 危険性があるもの	15
	支持部材の破損により、建築設備等が道路や隣地へ落下する 危険性が著しく高いもの	25
門、塀等	構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等があるもの	15
	倒壊のおそれがあるほどの著しい傾斜、構造部材の破損、腐 朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれがあるもの	25

別表第3該当するの部中「条例第6条第1項」を「法第13条第1項」に改める。

別記様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

別記様式第3号中「福岡市空家等の適切な管理に関する条例第6条第2項」を「空家等
対策の推進に関する特別措置法第13条第2項」に、「第7条第2項」を「第6条第2項」
に改める。

別記様式第4号中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改める。

別記様式第5号中「福岡市空家等の適切な管理に関する条例第6条第2項」を「空家等
対策の推進に関する特別措置法第13条第2項」に、「同条例第7条第1項」を「福岡市空
家等の適切な管理に関する条例第6条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。